

■養成所ニュースプラス第 15 号 2025□■

先週末をもちまして、今年のスクーリングは全て終了しました。アンケートへのご協力ありがとうございました。よりよい運営の参考にさせていただきます。

36 期生の皆さん、国家試験の「受講の手引」の請求は済みましたか。余裕をもって手続きを進めるためにも、試験センターのホームページから請求してください。スクーリング中に出願に関する質問がありましたので共有します。皆さんの受験申込み区分は「区分 4」になります。また、「希望試験地」は、居住地に限らず選択できますが、申込み後の変更はできません。

Plus Quiz は「地域福祉と包括的支援体制」から「災害時における支援体制」についての問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【35 回問題 39】災害時における支援体制に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 災害対策基本法は、国及び地方公共団体が、ボランティアによる防災活動を監督し、その指揮命令下で活動するよう指導しなければならないと規定している。
2. 災害対策基本法は、市町村長が避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならないと規定している。
3. 災害対策基本法は、本人が同意している場合でも、市町村長が作成した避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供してはならないと規定している。
4. 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(2021 年(令和 3 年)改定(内閣府))は、福祉避難所は社会福祉施設でなければならないとしている。
5. 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(厚生労働省)は、国が主に福祉避難所において、災害時要配慮者の福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成するとしている。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・(36-37 期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第 36-37 期生) 今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570128&c=3246&d=99c7>

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日(日)です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570129&c=3246&d=99c7>
- ・第 38 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570130&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570131&c=3246&d=99c7>
- ・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開していま

す。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570132&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570133&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1570134&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【レポート作成講座第 4 回／2 学期レポート課題の確認 1】

37 期生にスクーリング会場で 1 学期レポートについて尋ねると、時間の確保が難しかったという声がありました。印刷教材（テキスト）学習は、レポート作成だけではなく、テキストや他の資料を読み込むことも含めた時間が割り振られています。今までの暮らしのどこを見直して学習の時間を確保するのか考えてみてください。

2 学期も 1 か月が過ぎようとしています。今週、来週はレポート課題の確認をします。

「社会福祉の原理と政策 1」は、戦後間もなくの「福祉三法成立」から 1960 年代前半の「福祉六法確立」までが問われています。この間の「日本の社会福祉に関する出来事」について、「レポート作成のポイント」ふまえまとめてください。いきなり原稿用紙を埋めないで、ポイントを書き出してから自分の言葉で文章にいきましょう。また、「テキストをよく読み」とありますので、テキストを参考・引用文献として記入することは必須です。その際には、「受講の手引」23 ページを参照して簡易表記にしても構いません。

「社会福祉調査の基礎」は、昨年も不合格レポートが一定数出て再提出や再々提出となる受講生もいました。不合格の理由は、課題番号 1 は量的調査、課題番号 2 は質的調査についてまとめるのですが取り違えてしまったり、「リサーチクエスション」がなかったりというものでした。十分に気を付けてください。合わせて、「受講の手引」49 ページの※印にある「倫理的配慮」を含めることも忘れないようにしてください。この科目では、課題文や「レポート作成のポイント」に触れなくてはいけない具体的な項目が示されています。ひとつひとつを詳しく書きすぎると、1,200 文字に収まらず全ての項目を網羅できなくなります。必ず、作成後に求められているポイントの漏れがないか確認しましょう。

「貧困に対する支援」の課題番号 1 では生活保護の「申請保護の原則」の内容を、同じく課題番号 2 では、「生活困窮者自立支援制度の理念」の内容を、それぞれ「400 字」程度にまとめなくてはなりません。この点は厳守です。課題 1 は、身近な自治体のホームページで該当部分を閲覧し、厚生労働省の該当ページの内容と比較検討するよう指示があります。課題 2 でも身近な自治体のホームページで該当部分を閲覧し、理念を踏まえ利用者にとってわかりやすいものか論じなければなりません。

そして、2 課題ともテキストの「貧困に対する支援における社会福祉士の役割」を参考に社会福祉士の視点で評価し、改善の有無について論じることが求められています。ソーシャルワーカーの姿勢としてクリティカルシンキングがありますが、まさしくその点も学べる課題です。

今回は、その他のソーシャルワーク系 3 科目についてお伝えします。

※科目名については、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

【Plus Quiz 正答と解説】

9月1日は「防災の日」と定められ、明日から9月5日までを「防災週間」とし、各地で防災訓練等の啓発活動が展開されます。多くの皆さんが従事する施設も地域にとって大事な防災資源になっていることと思います。

「災害時における総合的かつ包括的な支援体制」は、新しく出題基準に明示された項目になります。日頃からの包括的支援や多機関協働なくしては災害時での支援は困難になりますし、また、災害により生じる課題に様々な地域資源を活用しながら、いかに包括的支援を行うのかソーシャルワーカーには求められています。

なお、第37回の問題50の正解は、今回の「選択肢4」が作り替えられました。ここでも、過去問学習の意味が確認できます。

1. ×災害対策基本法には、「国及び地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない」とあります。国等はボランティアを監督し指導する立場にはありません。
2. ○災害対策基本法の2021（令和3）年改正で、市町村長は「避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならない。」と規定され、努力義務となりました。
3. ×災害対策基本法では、「避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときには」名簿情報を避難支援関係者等に本人の同意を得なくても提供することができます。
4. ×「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）では、指定福祉避難所は社会福祉施設以外の特別支援学校や公営民営の宿泊施設等も想定しています。社会福祉施設に限るものではありません。
5. ×今年6月に改正された「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（厚生労働省）では、都道府県が一般避難所や在宅、車中泊で避難している災害時要配慮者に対する支援を行うために、「災害派遣福祉チーム」を派遣することとしています。国が「主に福祉避難所」で福祉支援を行うチームを作るではありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus